# 歴史物語としての側面をめぐって

山

田

尚

### はじめに

世史記ると呼ばれる歴史理解に基づくものであったことが明ら ついては、小田切文洋氏の研究③により、それらがいわゆる中 れた中国故事の有り様については、平澤五郎氏の出典研究でが ており、この点で先行の類書とは一線を画す。本作品に記述さ えられる。ところが、一方で【唐鏡】は歴史物語の形態をとっ 日本人によるこうした類響編纂の営みの延長線上にあったと考 け容れられていたためである。「唐鏡」という作品の著述も、 出されたのも、中国の故事や表現が権威をもって日本社会に受 規範であった。『秘府略』をはじめ、『世俗諺文』、『玉函秘抄』、 れている。嘗ての日本人にとって、中国故事は、倣うべき先例、 本作品には、中国の王朝の推移に従って、多くの故事が記述さ あり、さらに、平澤氏によって出典未詳とされた記述の多くに 『管蠡抄』、『明文抄』など、多くの類書が日本人によって編み **【唐鏡①】は、中国の歴史を和文で記述した歴史物語である。** 

してみたい。

と、そのように書かれた背景について検討し、さらに、本作品 る」という外村久江氏の指摘である(\*\*)。本稿では、外村氏のこ 中国の故事が日本において用いられる、その具体相を明らかに に見える黄帝と蚩尤をめぐる伝承(黄帝蚩尤説話)を取り上げ、 の指摘を踏まえ、本作品が歴史物語として書かれたことの意義 の中に位置づけられた中国の政治家たちの言動が書かれてい の本には、単なる断片的な人物伝ではなく、大きな時代の流れ かになっている。しかしながら、中で最も注目されるのは「こ

## 一、〈鏡〉ということ

現存するのは巻一から巻六までの六巻である。著者とされる藤 抄」とあることなどから、もとは十巻であったと推測されるが、 物語である。『本朝書籍目録』仮名部に「唐鏡、十巻、茂範卿 前述のように『唐鏡』は、中国の歴史を和文で記述した歴史

三位非参議経範の男、文章博士を経て、従二位非参議式部大輔 原茂範(一二〇四~一二九四以後)は、南家藤原氏貞嗣流、

に昇った人物である(6)。 茂範は、建長五年 (一二五三) から文

象については、或いは鎌倉の上層武士層(もしくはその子弟)、 或いは宗尊親王など諸説あるが、鎌倉で執筆されたことからす 侯しており、『唐鏡』はその際の著作と推定される。執筆の対 永元年(一二六四)正月まで、宗尊親王の侍読として鎌倉へ祗

れば、鎌倉の武士層が目を通した可能性は極めて高い。

「唐鏡」は、曹名のとおり、いわゆる鏡ものの系列に属する

王朝史を錐録した、という本作品の結構が説明されている。そ は宋僧、もう一人はその弟子で通訳の役を果たす)の語る中国 府の安楽寺に参詣した筆録者が、居合わせた二人の高僧(一人 と考えられる。本作品には序が付されており、そこには、大宰

法華経との関連®において、最も顕著に窺うことができる。<<br />
「唐 倣っているであろうことは、「大鏡」について夙に指摘される 鏡】において、聞き手である篳録者が語りの場である安楽寺に して、こうした結構、いわゆる〈物語の場で〉が、『大鏡』に

華経に収斂される 崇る人まれなるゆへに日本へわたりて、最前にこの寺へも 所々に敬礼したてまつる。宋朝の仏法おとろへて、此教を 我は曠劫より法華に縁ありて、生々世々に値遇し、在々

語り手の僧の最も重要な属性である高齢さは、以下のように法 参詣したのは、法華千部読誦の願を果たさんがためであったし、

> 或いはそれを内包する中国的鏡鑑の観念が深く入り込んでいた 鏡」や『貞観政要』などを通じて受容された中国の鑑戒思想、 を襲ったものと考えられる。日本人の〈鏡〉の観念に、「百練 さらに『唐鏡』は、〈鏡〉をめぐる観念についても、『大鏡』 ず、蒼海の三たびまで桑田となりしを見侍りき。 うでつるに、千部の読誦聴聞し侍つ。此経は不老不死の良 薬なりとの金言誠実なれば、寿命長遠にして、顔色衰邁せ

の歴史を現実社会を映し出す〈鏡〉として扱おうとする物語の の題号ではない)を享受した人々は、理知や規範や鑑戒として 氏である(9)。今日〈大鏡〉と呼ばれるこの作品(〈大鏡〉は本来 ことを明らかにし、〈大鏡〉という題号が、作品の属性を忠実

に反映して付されたものであったことを論証したのは、森正人

が記された後には、以下のようにある。 『唐鏡』の序の最尾、聞き手の筆録者と語り手の高僧との別れ

なれば、つやくくおぼえ侍べらねども、百分が一端を春木 まほしけれども、朝にきゝて、暮にわするゝ、老のならひ ともあり、あさましきこともあり。知ざらん人にかたり申

古をもて鏡とする事ありとかやきこえたまひしかば、から

る物語を、やがて〈鏡〉という題号を以て呼ぶようになった。 意図を敏感に読み取り、これに後続するものも含め、歴史を語 れぬべし。児女子のためには、をのづからみとかれなん。 にしるすこと、秋毫ばかりなり。才人のためには、 **震旦の賢王聖主の御政、治世乱代のありさま、めでたきこ** 

### 鏡とや申侍べき。

なのであった。 や鑑戒としての歴史を〈鏡〉として記述しようと意図したもの 〈鏡〉を題号にもつ『唐鏡』は、『大鏡』に倣い、理知や規範

(=故事) の知識を提供する目的で作られた『玉函秘抄』や こうした鏡ものとしての『唐鏡』の属性は、同じように古

【明文抄】などの先行する類**書**と比較することで、実に鮮明に

その配列に内容的な脈絡はない。こうした類響のあり方に対し、 目との共通性を除けば、記事同士は互いに何の関わりも持たず、 に従って出典ごとに記事を羅列したものである。それぞれの項 浮かび上がる。類響とは、原則として、立てられた部類(項目)

収載された記事と記事との間に時間的な前後関係はない。類書 の流れが紡ぎ出されていなければならない。類書においては 歴史物語であれば、記事と記事、故事と故事とが繋がれ、歴史

されやすいといった違いもある。そこで、【唐鏡】が歴史物語 そこには因果関係や文脈が生じる可能性があろう。また、類様 にくらべて歴史物語のほうが撰者の歴史認識や編纂意図が反映 史物語においては、出来事は線として扱われる。線であれば、 められたところで、それが線(=歴史)になることはない。歴 は、いわば点(=現在)の集積に過ぎず、いかに多くの点が集

据え、歴史的な文脈において故事を理解しようとしたことに であることの最大の意義は、個々の故事を中国史の流れの中に

あったものと考えられる。

鏡』に記された中国史が、日本人にとっての(決して中国人に 史=〈鏡〉が持つ重みは、「大鏡」より「唐鏡」のほうが大き 本の模範であったことからすれば、理知や規範や鑑戒として歴 含む他の鏡ものとは一線を画す。あらゆる面において中国が日 いものであったかもしれない。そして、より重要なのは、『唐 方、『唐鏡』は、中国の歴史を扱うという点で、『大鏡』を

とってのではなく、あくまで日本人にとっての)〈鏡〉であっ

# 二、『唐鏡』の見取図

態を極めて顕著に反映したものであったといえよう。

識であったと考えられ、従って日本に受容された中国故事の実 に即した、それを獲得することが不可欠な、日本人のための知 たという点である。すなわち【唐鏡】の中国史は、日本の現実

類書である。茂範の祖父であった孝範は、正三位非参議宮内卿 して、結論からいえば、著者茂範がそうした面で参着したのが、 定め、その中で取り上げるべき故事を厳選する作業、すなわち 永範の猶子で、大学頭、文章博士などを歴任し、正四位下に 著者の祖父が編纂した類書『明文抄』であったと推測される。 物語の骨子を組み立てる作業が不可欠であったに違いない。そ あったからには、その著述に際しては、大まかな文脈や構成を 【明文抄】は、藤原孝範(一一五八~一二三三)が編纂した 『唐鏡』が日本人にとっての〈鏡〉として著述されたもので

ら抄五までの五巻に分れ、さらに天象、地儀、帝道(上下)、史抄』などがその著作として知られる(空)。『明文抄』は、抄一か至った人物である。『明文抄』の他に『秀句抄(擲金抄)』、『柱

経事の十二の部類が立てられる。「唐鏡」と「明文抄」との関発事の十二の部類が立てられる。「唐鏡」と「明文抄」との関人倫、人事(上下)、神道、仏道、文事、武事、諸道、雑物、

ことに注目し、「類書自体の持つ簡便な利用性からも、また祖切氏は、「唐鏡」の記述と【明文抄』の記事とが多く一致する係について最初に指摘したのは、小田切文洋氏である(ユ)。小田

が用いられた可能性は極めて高いと考えられる。する箇所が多く見出され、『唐鏡』の著述に際して『明文抄』いることは十分に考えられる』とした。確かに、両者には一致

うことからも、この『明文抄』が有力な資料として活用されて父の撰述であるという、『唐鏡』作者自身の身近にあったとい

王系を年表形式で示した、いわゆる年代記の形態をもつ。本論とする)。この箇所は、続く「本朝世立」と合わせ、和漢の皇統・唐帝王世立」として記された箇所である(以下、「唐家世立」ここで注目したいのは、『明文抄』 帝道部上に「唐家世立、

立」と密接な関係を持っていることが窺われる。最初に言及しる(ただし、数字に異同あり)。一見して『唐鏡』が「唐家世傍線を付した箇所は、『唐鏡』に同様の記述が見える箇所である帝王及び王朝の箇所を資料として掲出したધ

文の末尾に、「唐家世立」のうち、「唐鏡」との関係で問題とな

たいのは、資料の中で\*で示した箇所、すなわち以下のように

時より、当時の宋朝のはじめ、太祖皇帝建隆元年、庚申年その世々は幽邈にして、つばひらかならずとて、伏羲の御

六国,為,,三十六郡,。之戦国,。或又加,秦為,,七雄,。周末秦初有,之。秦始皇悉滅,,已上謂,,之十二諸侯,、周末封,之後為,,六国,、各称,王。謂,,

ある箇所である。

その図の解説として記されたものであろうが、「唐鏡」は、ここの記事は、その前に記された十二諸侯と六国の図に付随して、

の記事をほぼそのまま和文に換えて記述している。

をのく〜王たりしが、秦始皇のためにぞほろぼされて、三或は秦を加て七雄ともいひき。周のすゑ、秦のはじめに、をのおの六国と号して王と称しき。これを戦国とも申き。この周の時に、十二諸侯とてありしを、御すゑになりては、

り、東晋恭帝二年までの記述しか見ることができないが、以下わる。一方、既述のように、現存する『唐鏡』は巻六までであらわかるように、「唐家世立」は天皇氏に始まり、宋王朝で終らわかるように、「唐家世立」は天皇氏に始まり、宋王朝で終らわかるように、「唐家世立」は天皇氏に始まり、東晋恭帝二年までの記述しか見ることができないが、以下「唐家世立」は巻二)十六郡となりし。

天皇氏、地皇氏、各一万八千歳、人皇氏、四万五千六百歳、伏羲氏より以往は、天地の始、盤古王九万八千歳、その次、記述されていたものと推測される。り、東晋恭帝二年までの記述しか見ることができないが、以下り、東晋恭帝二年までの記述しか見ることができないが、以下

「唐家世立」に一致する。『唐鏡』の記述の厚薄については、 また『唐鏡』は、作品全体にわたる記述の厚薄についても、 まで、一万五千一百三十二年のあひだのことをかたり給に、 てることができる。ただし、「唐家世立」の記事の中には、「唐 見取図のごとき役割を果たしたのではないか、という推測を立

以下のごとき、平澤五郎氏の明確な指摘がある。

前巻までの如く、史話に変化は乏しくなって来る。巻六の 巻六に入ると、一転して唐鏡は簡約な帝紀の抜萃となって、

うに思われる(3)。 の依拠した資料の扱い方は前巻迄に比し、かなり杜撰のよ れが判る。如何なる事情かは俄かに知るべくもないが、そ 一巻に、三国・東西晋を併せ収録しているのを見ても、そ のと推定される。しかしながら、「唐鏡」の本文自体は「史記」 世立」の記事に従ってこの故事が『唐鏡』に取り上げられたも

終始しているように見える。一方、三国東西晋については、「唐 故事らしい故事があまり見えず、時間軸に沿った記録の羅列に 確かに巻五以前に比べ、三国東西晋の歴史を記述する巻六には、

たのではないだろうか。 の記事から、この時期の中国史を詳述する必要性を認めなかっ の情報しか記されていない。『唐鏡』の著者茂範は、「唐家世立」 家世立」においても記事が乏しく、五徳、建国、存続期間程度 さらに、「唐鏡」には、中国の王朝と日本の天皇の治世とを

構成や文脈、取り上げるべき故事などを大まかに示す、いわば 記述もまた、「唐家世立」にほぼ一致する。 るかを記す記述が見えるが、この和漢の年に関する『唐鏡』の 年の上で対照させ、ある王朝の元年が本朝の天皇の何年に当た 以上の検討から、「唐家世立」が、『唐鏡』という歴史物語の

> 上げるべき話柄を選定するための見取図に過ぎず、多くの場合、 するのは不可能である。従って「唐家世立」は、あくまで取り したもので、「唐鏡」の記述を「唐家世立」の記事だけで作成 記事は、王朝ごとにその主な出来事を見出しのような形で列挙 鏡』の記述の直接の典拠となったものもあるけれども、多くの

下の『唐鏡』の記述について、「唐家世立」の秦の箇所に「第 五主二世皇帝之時、丞相趙高献」鹿謂」馬」とあり、この「唐家 記述自体の典拠は、別に存したものと考えられる。例えば、以

世立」のみでは著述できない内容を含む。 世をみだらんとおもふに、群臣のきかざらん事を、ぢて、 二世わらひて、丞相あやまれり。鹿をいひて馬とすとて、 人の心をみんため、鹿を二世にたてまつりて、馬と申す。

高に阿て、馬と申すものもあり。鹿と申ものをば、趙高罪 左右にとひ給ふに、なにとも申さぬものもあり、また、趙

にあてつ。いよく、群臣趙高をぞおぢをそれし。

判定し、故事の選定を行ったのであろう。茂範が、歴史物語を 立」という見取図に従い、中国史の範囲を定め、記述の多寡を 「唐鏡」という歴史物語の著述に際し、著者茂範は、「唐家世

始皇本紀などを典拠としたものと考えられ、少なくとも「唐家

語としての「唐鏡」と年代記との密接な関係を如実に示すもの した【仁寿鏡】が、既に【唐鏡】を引くという事実は、歴史物 とが、密接な関わりを持っていたことは間違いない。増田欣氏 鏡』の歴史物語という形態と「唐家世立」の年代記という形態 に思い至ったものか、そのいずれかは判らない。ただし、『唐 範の『明文抄』に「唐家世立」という年代記を見出したものか 以て中国故事の知識を提供しようと思いつき、その後に祖父孝 が指摘するように(3)、茂範の死後間もない十四世紀初頭に成立 「唐家世立」を先に見知っていて、そこで歴史物語という形態

三、黄帝蚩尤説話の変容 ―蹴鞠の由緒として―

だといえよう。

と称する)に注目したい。 伝承(以下、黄帝と蚩尤をめぐる伝承を大まかに黄帝蚩尤説話 ここで、『唐鏡』に以下の如く見える、黄帝と蚩尤をめぐる

①常兵をもて営衛とし給ひ、すべて五十二戦とぞうけたまは 誓てのたまはく、我必ず天下に王たるべくは、蚩尤を殺給 りし。蚩尤と天下を争給しに、蚩尤は銅頭鉄身にして、 刃も其身を害することあたはざりしかば、黄帝、天に仰て

> この記述を分析するために、まず考慮しなければならないの る。その首はのほりて天狗となり、その身はふして地霊と これによりて射蹴る也。 なる。蚩尤は天下の怨賊なるゆへに、それよりのち、歳の 首には其霊を射る。的は蚩尤が面目也。毬は蚩尤が頭なり。 へと。その時に、玉女天より降来て、返閇禹歩す。蚩尤が 湯の沸がごとくして、正月十五日にぞきりころされけ

話もまた、以下のごとく『明文抄』に見える。 所は、実に五十箇所以上に及ぶ。果たして前掲①の黄帝蚩尤説 おいても、『明文抄』の記事と『唐鏡』の記述とが一致する箇 「唐家世立」以外の、本類書の大半を占める引用章句の箇所に いささか特異な趣きのある「唐家世立」の記事に注目したが、 は、「明文抄」との関係である。前節では、『明文抄』の中で、

②正月十七日、結(草)射何。伝云、昔黄皇帝、為,皇,,天下,時, 気不」起也。的者面目、毬者蚩尤頭也。因」之射蹴也。十節 蚩尤天下怨賊也。故歳首射,其靈,。国家村里皆可射結。邪 時玉女自」天降来。即返閉禹歩。此時蚩尤身如,湯沸,顚死也。 不」能」害,其身,。爱黄帝仰」天誓云、我必王,天下,殺,蚩尤一。 蚩尤与,黄帝,争,天下,。蚩尤銅頭鉄身、戦,坂泉野,、弓刃

③昔黄帝伐,蚩尤,之時、以正月十五日伐,斬之,。其首者上為, 天狗,也、其身者伏而成,地霊,也。本朝月令

(「明文抄」帝道部下)

(「明文抄」帝道部上)

34

黄帝蚩尤説話は、「史記」五帝本紀には以下の如く見える。 炎帝欲、侵,|陵諸侯,、諸侯咸帰,|軒轅,。(中略)以与,|炎帝 戦,,於阪泉之野,。三戦、然後得,,其志,。蚩尤作,乱、不,用, ⑤月旧記云、正月十五日祭、日本博士中臣丸連張弓、林連佐 気不、起也。的者面目也。毬者首也。因射蹴也。 也。故歳首射,其霊,、以鎮,国家,。凡村里皆可,射結,。邪 (【年中行事抄】正月「十七日射礼事」)

帝命,。於」是黄帝乃徵,師諸侯,、与,,蚩尤,戦,於涿鹿之野,、

しかしながら、「唐鏡」の記述との関連という点からすれば、

この【史記】の記述はまったく問題にならない。このほか、漢 籍の中には、②、③以上に『唐鏡』の記述と近似するものを見

とし、同じく①における波線箇所は③の波線箇所を典拠とする ものと推測される。①における傍線箇所は②の傍線箇所を典拠 名の文体に翻訳しつつ、両者を接合して一つの文章に仕立てた 出すことができない。従って茂範は、『明文抄』の②と③を仮 と考えられる。 ところが、ここには一つの問題が生じる。そもそも②と③は、

ように、②は『十節記(録)』を、③は『本朝月令』を出典と 載るものである。さらに、それぞれの記事の末尾に注記される ②が【明文抄】の帝道部下に、③が帝道部上に、それぞれ別に

するぽ。そして、②と③は、年中行事書において、以下のごと く見えるものなのである行。 ④十節記云、正月十七日結射。伝云、蚩尤与,,黄帝,争,,天下,。 即返閇禹歩。此時蚩尤武身如,湯沸,顚死也。蚩尤天下怨賊 我必王;天下,殺,蚩尤,。時玉女自、天降。持式 [ 蚩尤銅頭鉄身、弓刃不」能」害,,其身,。爰黄帝仰」天誓云、

> 黄帝伐,蚩尤,之時、以,此日,伐,斬之,。其首者上為,天狗, 其身者伏成,,地霊,也。是以風俗此日亥時煮,,小豆粥,、

比物、田辺史浄足等、去天平勝宝五年正月四日勘奏云、昔

而為;;天狗,祭;;於庭中案上,。則其粥上凝時取、東向再拝。

すなわち、平安期以来、②は正月十七日に行われる射礼行事 長跪服」之、終年無,,疫気,也。 (『年中行事抄』正月「十五日主水司献七種御粥事」)

た②と、正月十五日の望粥(七種粥)行事の由緒であった③と 目を向けてみたい。①は、正月十七日の射礼行事の由緒であっ ここで改めて前掲①の『唐鏡』に記述された黄帝蚩尤説話に

る記述をいくつか見ることができる。

においては、以下の如く、中国の故事を当時の慣例の由来とす

の由緒という本来の機能を失っていることがわかる。「唐鏡」 ところが、接合されて出来上がった文章を見れば、射礼や望粥 を接合し、一つの文章に仕立てたものであることが判明した。 2 の由緒であり、③は正月十五日の望粥(七種粥)行事の由緒な

のであった。

○[黄]帝、梟破鏡を糞にして、宴会のとき群臣に賜ふ。 のを、たちうしなはれんゆへなるべし。いまの世には、 は母を食ふ鳥、破鏡は父を食ふ獣なり。かやうのあしきも 節

会のとき梟破鏡のかはりに、蚫の糞を臣下に賜とかや。

○孔子の御子伯魚むまるゝ時、魯の昭公、鯉魚をたまひき。

と申き。いまの世まで、産所へ鯉魚を送ことは、この故な 孔子、君の賜をよろこびて、やがて鯉と名けて、字は伯魚

り方であったように思われる。一体なぜ茂範は、『明文抄』の 倣い、本説話を射礼や望粥の由緒として記すのが最も自然なや 従って、黄帝蚩尤説話の場合も、『明文抄』や年中行事書に

を検証するために、【唐鏡】巻四の成帝についての記述を見て の由緒として扱おうとしたためであったと考えられる。この点 結論からいえば、その理由とは、茂範が黄帝蚩尤説話を蹴鞠 二つの記事を一つに接合したのだろうか。

⑥[成]帝蹴鞠をこのみ給。劉向と云人申さく、 つくりて、まいらす。その体、まことに蹴鞠の道なり。蹴 昔黄帝の造給へる也。兵勢によてつくられき。戦国 人力を竭す、よしなしとて、 其体を変じて、 鞠は人体を 弾基を

鞠は兵勢よりおこれるゆへに、代々のあひだ、武勇の家、 より起れり共申せり。髙祖の父大公、武帝も好給し也。蹴

めて①を見れば、そこには、「的は蚩尤が面目也。毬は蚩尤が 産であることを強調するため、という理由である。そこで、改

ことにこれを好む。李将軍が射法にも、三十五篇に蹴鞠の やうをのせ、嫖姚将軍、霍去病も、鞠室を造て、このめり

き。この蹴鞠の道は、師の弟子を拝するこそ、その儀興あ

儀有とかや。 は、かやうなるなり。内法にぞ、灌頂の師の弟子を拝する る事なれ。諸道は弟子こそ師をば拝し侍るに、鞠道ばかり

線部分は、やはり『明文抄』の以下の記事を典拠とする。 「髙祖の父大公」以下は出典が不明であるが、それ以前の傍

⑦漢成帝好;|蹴鞠;。劉向以為、鞠労;|人体;竭;|人力;。乃変; 其体,而作,棊。今観,其道,、蹴鞠道也。西京雑記⑫

⑧蹴鞠昔黄帝所」造、本因,,兵勢,而為」之。起,於戦国,。今人 (「明文抄」帝道部上)

(「明文抄」諸道部)

相承。清明日為」之。与」毬同。劉向別録(8)

ら⑧の黄帝の記事は、どうしてもここに引かねばならない記事 ての記述であるため、⑦を引くのは自然であろう。しかしなが して作られている。【唐鏡】の当該箇所は、前漢の成帝につい ここでも『唐鏡』の記述は、『明文抄』の二つの記事を接合

は、①の黄帝蚩尤説話を想起させ、蹴鞠という技芸が黄帝の所 の記事である。ここで⑧が引かれたのはなぜか。考えられるの ではない。しかも、⑦は【明文抄】の帝道部上の、⑧は諸道部

起れり共申せり」と合わせ読めば、読者は、①を蹴鞠の由緒と鞠は、昔黄帝の造給へる也。兵勢によてつくられき。戦国より頭なり。これによりて射蹴る也」とある。この記述を⑥の「蹴

3

して理解することになろう。

されるようになった時期は定かではないが、以下に掲げるようなれるようになった時期は定かではないが、以下に掲げるようなれるものなのである。稿者は前稿で、黄帝蚩尤説話が日本に受容され、日本で行われていた技芸や年中行事の由緒として展開したその様相について検討した<sup>②</sup>。そこで論じたように、方には蹴鞠の由緒へと、打毬という技芸を媒介として展開してらには蹴鞠の由緒へと、打毬という技芸を媒介として展開していったと考えられる。②及び④の黄帝生は説話は、中世に成立した蹴鞠書において、蹴鞠の由緒としなれるようになった時期は定かではないが、以下に掲げるようなれるようになった時期は定かではないが、以下に掲げるようなれるようになった時期は定かではないが、以下に掲げるようなれるようになった時期は定かではないが、以下に掲げるようなれるようには、中世に成立した。

択,,逸才,、專握,,翫此事,、而又化人采,,可,罰,,置尤,之様,,軒轅皇帝始,,此儀,、彼皇為,,武王,、計,,勇士之浅深,、為,,軒轅皇帝始,,此儀,、彼皇為,,武之,,武之,,以,以,,以,

として浸透していたその様相を窺うことができる谷の

に、十三世紀成立の蹴鞠書には、黄帝蚩尤説話が蹴鞠起源説話

とく述べている。

作\_教、此時以」頭蹴」鞠、

)問、燻鞠之所」表何様事哉、示云、表¦陰陽之儀| 歟、隂ハ(『革匊要略集』巻三「軌儀」蹴鞠起事)

勢を窺うことができる。そして、そうした姿勢は、『唐鏡』がくとして)、蹴鞠について積極的に記述しようとする著者の姿確かに⑥の記述からは(そこに皮肉が読みとれるか否かはお

的地位が上昇し、家職化のために理論武装をしなければならな 鞠の由緒とされるようになったのは、院政期以降、蹴鞠の社会 い。また、村戸弥生氏が指摘するように⑻、黄帝蚩尤説話が蹴 執筆された当時の鎌倉における蹴鞠の盛行と無関係ではあるま だといえる。 するその過程の実際を如実に窺うことができるという点で貴重

させていく必要があったものと考えられる。恐らく、前掲の蹴 蹴鞠の由緒であると説き、その説を公卿、武家の両社会に定着 う側からすれば、ことあるごとに、繰り返し、黄帝蚩尤説話が たものと考えられる。従って、蹴鞠という技芸を家職として担 い必然性から、他の技芸の由緒であった黄帝蚩尤説話を付会し

あったとも考えられる。 こうした鎌倉の蹴鞠界の動向に茂範が歩調を合わせた結果で と、盛んに主張されていたに違いない。①の『唐鏡』の記述は、 の鎌倉の蹴鞠界にあっては、黄帝蚩尤説話が蹴鞠の由緒である

鞠書に代表されるように、『唐鏡』が執筆された十三世紀当時

蚩尤説話という故事の機能が、ここで変換したことになる。そ ることを止め、蹴鞠という技芸の由緒となった。いわば、黄帝 **【唐鏡】において、黄帝蚩尤説話は、射礼や望粥の由緒であ** 

変換するという現象の好例であり、さらに、故事の機能が変換 尤説話は、故事を用いる側の事情によって故事の機能が容易に 大きく働いたと考えられる。つまり、『唐鏡』における黄帝蚩 して、この変換には、本作品が成立した鎌倉という場の状況が

> 点である。當て、『唐鏡』の出典研究を行った平澤五郎氏は、 本作品の本文について、以下のように述べた。 は、歴史物語という本作品の形態に負うところが大きいという そして、ここで確認したいのは、こうした故事の機能の変換

によっては寧ろ訓読に近き方法をも合せとっているものと だろう。出典の範囲はそれほど広きに亘るとは到底思われ あり、より直接的であるといえよう(を)。 みられ、その意味では、典拠との結び付きは、より密接で 原典そのままを忠実に和文化するという態度を持し、場合 であろう。そして、その抄訳にあたっては、抜萃部分は、 **藪的な事柄を抜き出し、編年的に繋ぎ合わせていったもの** ない。編者はそうした資料から、各王朝帝王毎に、最も啓 ば、その未詳の出典は更に完全に明らかなものとなり得る 手近に見出す事が出来る。然るべき者の手により精査すれ 唐鏡の出典は、杜撰な調査にもかかわらず、その殆んどを

茂範は、『明文抄』の記事を変改したり、新たな情報を加えた りしたわけではない。しかしながら、出典を異にする二つの記 通しても十分に首肯される。黄帝蚩尤説話の場合においても、 と推測される。このことは、「明文抄」の記事との照合作業を 著者によって大胆な変改を加えられた箇所はほとんどないもの 確かに『唐鏡』の本文は、大体において原典に忠実であり、 れる。こうした記述の仕方は、「唐鏡」が歴史物語でなければ 東文体の記事が出典ごとに羅列された類書のごとき形態の文献 ではなく、和文で書かれた歴史物語であったことで可能になったものと考えられる。類書においては、原則として、出典ごと に記事が掲出されるため、ある文献を出典とする記事を解体し、 それを別の文献を出典とする記事と接合するのは不可能である。 記事を並べて置くことぐらいであろう。しかも類書の記事の配 別は、部類の立て方に大きな制約を受ける。記事同士を関連づけるのが困難であれば、そこには文脈が生じにくい。⑥の成帝 の蹴鞠の記述は、成帝→蹴鞠→黄帝という文脈によって構成される。こうした記述の仕方は、「唐鏡」が、 本社を別の文献を出典とする記事と接合するのは不可能である。 という文脈によって構成される。こうした記述の仕方は、「「唐鏡」が、 本社を別の文献を出典とする記事と接合するのは不可能である。 という文脈によって構成される。こうした記述の仕方は、「「唐鏡」が、

### おわりに

不可能だったであろう。

しての、いわば、線としての歴史に対する関心と無関係ではなと考えられる。そして、こうした試みは、世のうつりかわりととの最大の意義は、個々の故事を中国史の流れの中に据え、歴との最大の意義は、個々の故事を中国史の流れの中に据え、歴本稿では、『唐鏡』について、歴史物語という側面から考察本稿では、『唐鏡』について、歴史物語という側面から考察

いように思われる。

如何に故事を理解するかが重要な課題となるのである。 する必要が生じる。如何に多くの故事を知っているかではなく、 ようとしたときには、個々の故事を中国史の流れに即して理解 である。しかしながら、世の推移を測る指標として故事を用い るだけ多くの故事や表現を獲得することが重要な課題だったの 儒者にとっては、機知に富んだ美しい文章を作るために、でき 業生たちが備えるべき能力と密接に関わる。すなわち、当時の あった。こうした対策の有り様は、対策の対象であった文章得 とができる、およそ実用的とはいい難い知識までも含むもので 多くの場合『藝文類聚』や『太平御覧』などの類書に見出すこ 事の知識とは、僻地にある江湖の名や珍しい宝珠の形容など、 披瀝することに主眼が置かれていたことを指摘した窓。その故 前、平安後期の対策について、論じることよりも故事の知識を 要で、それらを時系列に沿って理解する必要はない。稿者は以 け多くの故事を知り、それを修辞として使いこなせることが重 えば、漢詩文の修辞として故事を用いるのであれば、できるだ 故事とは、本来、個々の点として機能し得るものである。

の点については改めて考究が必要となろう。できた背景に、鎌倉という場があったように思われるが②、このと考えられる。そして、茂範がそうした階梯を超えることが歴史物語に至る道程には、決して小さくはない階梯があったも こうして見ると、『明文抄』という類書から『唐鏡』という

### 注

- (1) 『唐鏡』の本文は、増田欣編「中世文藝叢醬8 松平文庫本唐鏡」(広 島中世文藝研究会、一九六六年)による。
- (2) 平澤五郎 「唐鏡の伝本及び出典考」 (「斯道文庫論集」 第四輯、一九六

五年三月

- (3) 小田切文洋「『唐鏡』における漢籍受容の一考察—中世日本の歴史叙 述と漢文世界―」(「国際関係研究」(国際文化論)第二〇巻二号、一九 九九年一二月)、同「『唐鏡』における漢籍受容の一考察(続)」(『桜文
- (4) 黒田彰『中世説話の文学史的環境』(和泉書院、一九八七年)。 論叢」第五一号、二〇〇〇年八月)
- (5) 外村久江「鎌倉武士と中国故事」(『鎌倉文化の研究―早歌創造をめ ぐって―」三弥井書店、一九九六年、初出は一九六六年)。
- (6) 藤原茂範の伝、『唐鏡』の執筆時期及びその対象などについては、主 立」(「中世文藝比較文学論考」汲古書院、二〇〇二年、初出は一九六六 として以下の論考を参照した。前掲注(5)論文、増田欣「唐鏡の成
- (7) 森正人「〈物語の場〉と〈場の物語〉・序説」(「説話論集第一集 説話 文学の方法」満文堂出版、一九九一年)。 較文学」第一二号、一九九四年一月)。

年)、小川剛生「藤原茂範伝の考察―【唐鏡】作者の生涯―」(【和漢比

(8)森正人「大鏡における〈物語の場〉と法華経」(『国語と国文学』第六 七卷八号、一九九〇年八月)。

(9) 森正人「世継の翁と〈百錬鏡〉―大鏡名義考―」(『和漢比較文学叢書

四 説話文学と漢文学」汲古書院、一九九四年)。

(17) ④は【年中行事抄】(続群書類従)のほか、『年中行事秘抄』(群書類

**叢刊八 新校 本朝月令』皇学館大学神道研究所、二〇〇二年)。** 

二〇〇三年、初出は一九九二年、一九九八年)。

(1) 佐藤道生「『擲金抄』解題」(『平安後期日本漢文学の研究』 笠間書院、

- (11) 前掲注(3)一九九九年論文。
- (12) 『明文抄』の本文は、遠藤光正『類書の伝来と明文抄の研究―軍記物 **曹類従本は「唐家卅云、唐帝王世立」に作る。諸本により訂す。** 語への影響―』(あさま書房、一九八四年)に影印された神宮文庫蔵写 は「唐家世立、唐帝王世立」を「唐家卅云、唐帝王卅立」に作り、続群 一九七四年)によって校訂を施した箇所がある。なお、神宮文庫蔵写本 本による。ただし、同『明文抄の研究並びに語彙索引』(現代文化社、
- (13) 前掲注 (2) 論文。

(4) 前掲注(6) 増田論文。

- (15)【明文抄】の賭本は、「結射何」と、同じく②中の「国家村里皆可射 結」の「結」字をいずれも「騎」に作るが、「結」の誤写と判断する。
- (16)【十節録】は、『本朝書籍目録】雑抄部に「十節録、一巻」と記される 籍・文書を引証して本朝の年中公事の由緒や沿革などを記した公事書 録』公事部に『本朝月令六巻、或四巻敷、記|年中公事本縁|、公方撰] を記した書物であったと考えられる(大島幸雄「十節録(補遺・覚書)」 もので、現存しないが、十節、すなわち十の節日についての由緒や沿革 である。現存するのは四月から六月までの一巻のみ(清水潔『神道資料 とあり、十世紀半ば、朱雀朝において、明法博士惟宗公方が和漢の典 【国書逸文研究】第九号、一九八二年)。 【本朝月令』は、 【本朝書籍目

行事秘抄」(群書類従本)、「師光年中行事」、「陰陽雑書」、「河海抄」に 従本)、『陰陽雑書』に見え、⑤は同じく『年中行事抄』のほか、『年中 (24)村戸弥生「打毬楽の変容」(「遊戯から芸能へ―日本中世における芸能

見える。なお、⑤が出典とする「月旧記」は、『本朝月令』に先行する

- (18) 西京雑記曰、成帝好蹴鞠。群臣以蹴鞠労体、非至尊所宜。帝曰、朕好 之。可択似不労者、麥之。家君作彈碁以献。帝大悦賜青羔裘、紫絲履、
- (19) 劉向別錄曰、蹴鞠者伝言黄帝所作。或曰、起戦国時記黄帝蹴鞠兵勢也。 所以練武士、知有才也。今軍事無事得使。蹴鞠有書二十五篇。(【太平御 以服朝覲焉。(「太平御覧」七五四、蹴鞠)
- (2) 拙稿「黄帝蚩尤説話の受容と展開」(『東アジアの文化構造と日本的展 覧」七五四、蹴鞠)
- 開」北九州中国書店、二〇〇八年三月)
- (21) 蹴鞠奮の本文はすべて渡辺融・桑山浩然 【蹴鞠の研究】 (東京大学出 版会、一九九四年)の翻刻に拠る。『革匊要略集』は、飛鳥井教定(一
- 二一〇~六六)の教えを弟子(是空或いは是心法師)が弘安九年(一二
- 三〇一)が嗣子雅孝のために、その晩年著わしたものとされる。また、 八六)に著わしたもの。『内外三時抄』は、飛鳥井雅有(一二四〇~一
- 〇一年)によれば、宝治二年(一二四八)成立とされる難波宗教(一二 ける芸能の変容」玉川大学出版部、二〇〇二年、初出は二〇〇〇、二〇 村戸弥生「鞠の三徳説話をめぐって」(『遊戯から芸能へ―日本中世にお
- (22) 前掲注 (21) 書参照。 鎮世安国」とある。 〇〇~七八)の「一巻番」(宮内庁書陵部蔵)に「漢家者、黄帝平蚩尤

Æ E

- (23) 前掲注 (6) 増田論文。
- (25) 前掲注 (2) 論文。 の変容』(玉川大学出版部、二〇〇二年、初出は一九九七、一九九八年)。
- (26)拙稿「対策の変容―故事と論述―」(『和漢比較文学』第三七号、二〇 〇六年八月)。
- (27)外村久江氏は前掲注(5)論文において、源頼朝や実朝をはじめとす

た 景に、武士社会における新秩序の創造という政治的要請があったと論じ る武士たちが中国故事及び中国の歴史を重視したことを指摘し、その背

資料 **『明文抄』抄一、帝道部上「唐家世立」** 

正統天皇氏〈天地始分十三頭生。治天下一万八千年。〉 地皇氏〈十一頭。治天下一万一千年。 \* ^ 傍線は『唐鏡』と一致するもの。ただし数字に異同あり。 〉内は割注。尚、曹式は必ずしも元のとおりではない。

人皇氏〈九頭分治天下。共六十五代四万五千六百年。巳上為之太古。〉 有巢氏(治天下数百代幷八万年。是時未有火食。茄毛。飲血。巢居穴処。

食草木実。)

īΕ Æ Œ

大昊伏羲氏木德〈在位百十年。蛇身人首。是時始有甲曆書八卦。造書契。 燧人氏〈治天下三万六千年。是時教人鑽木出火。始教民熟食。〉

Œ 女媧氏剛上《在位百四十年。五代相承。都七千一百八十七。伏羲妹号女 帝。蛇身人首。練五色石補天。)

正 炎帝神農氏火德〈在位百四十年。八代相承。都五百二十年。人身牛首。 種五穀日中為市。作酒。當百草除病。)

**黄帝軒轅氏土槪〈在位百年。始垂衣裳。作舟楫。杵臼。弧矢。服牛。乗** 馬。撐棟宇。蒼頡造字。隸首造算。奚仲造車。>

Æ 顓頊高陽氏水應〈在位七十八年。置三公。九卿。二十四司。有才子八人。 少吳金天氏金德〈已上關之中古。在位百年。作楽。用度量。〉

号之八愷。>

Æ

Æ

Æ Œ 帝尭陶唐氏火徳〈在位九十八年。眉有八彩。置諫鼓。造囲棊。尹寿作鏡。 帝嚳高辛氏水德〈在位七十年。有才子八人。号之八元。〉 帝摯不受五行〈在位九年。〉

**皐陶造獄。遭九年洪水。譲位于舜。**)

Œ 帝舜有虞氏土德〈在位五十年。重瞳龍顏。造五絃琴。

Œ 正 殷水鄉〈帝成湯滅夏立国号。三十主六百二十九年。第三十主紂乱政失国。 夏金徳〈帝禹受舜譲立国号。十七主四百三年。第十七主桀。乱政失国 殷湯囚之夏臺。〉

周木德〈武王滅殷立国号。三十八主八百五十年。巳上自夏至周。關之三 **第十八主恵王十七年辛酉。当本朝神武天皇即位年。其以前本朝** 王。第四主昭王二十六年仏生。第五主穆王五十二年。

正

周武王伐之。〉

十二諸侯 趙 斉 秦 韓 六国

杞 楚

〈\*|已上謂之十二賭侯。周末封之後為六国。各称王。謂之戦国。或又加秦為

七雄。周末秦初有之。秦始皇悉滅六国為三十六郡。〉

秦不受五德。元年当本朝孝皇天皇三十六年〈昭襄王滅周遷九鼎。六君四十九年。

造伝国重。蒙恬造筆。是時沙門持来 **第四主蜂準長目。滅六国始称皇帝。** 

時也。第五主二世皇帝之時。丞相趙 破獄門出之。仍仏法擁滞。及後漢之 仏教。始皇不信禁獄。金剛丈六人来。

高献鹿謂馬。

- 42 -

Œ 漢火德。 即位元年当本朝孝元天皇十五年〈高祖滅秦即位。 龍顔左股有七十二黒

子。十四主二百十四年。秦末与項羽

五年之間争天下挑戦。遂滅項羽即帝

位。第五主孝武帝之時。始有年号。

建元。第十四主之時。王莽奪位十六

示唆を得た。

年間号新室。〉

後漢同上。元年当本朝垂仁天皇五十四年〈光武滅王莽即位。十四主百九十五年

Æ

**第二主明帝永平八年。帝夢金人仏法** 

始来。漢末董卓発乱。曹操平之。因

茲献帝譲位於魏。

魏土德。元年当本朝神功虽后二十年〈文帝受漢禅。五主四十五年。〉

〈先主劉備自立。二主四十三年。〉

Œ

已上魏蜀呉謂之三国。同時鼎立 呉。〈太帝孫権自立。四主五十八年。〉

西晋金德。元年当本朝神功皇后六十五年〈世祖武帝受魏禅。四主五十一年。第

三主孝懷帝永嘉六年有大乱。

E 東晋同上〈中宗元帝中興。九主八十年。其後二代為餘晋。幷晋十五主百五 十四年。〉

\* (中略)現存『唐鏡』はここまで。

Œ 大宋金徳〈太祖孝皇帝。受大周禅。至本朝建久元年。十二代二百四十七 年。元年当本朝村上天皇天徳四年。〉

(付記)

ける打毬について密な考証が為されており、打毬の実際を窺う上で大きな 物語重層する歴史の諸相』竹林舎、二〇〇六年四月)を知った。平安期にお 脱稿後、日向一雅「源氏物語「螢」巻の騎射と打毬」(日向一雅編【源氏

(やまだ なおこ/

文学研究科第二九回修了・熊本県立大学非常勤講師)